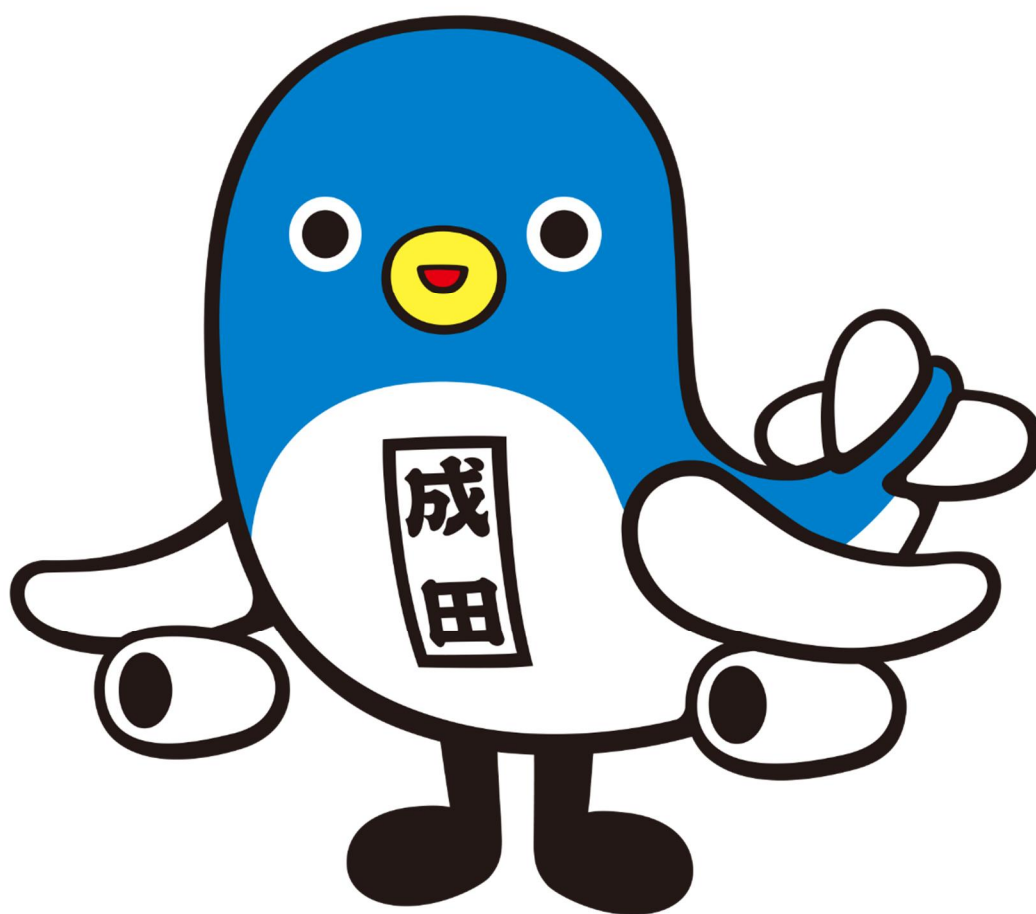


# 成田市いじめ防止基本方針



成田市教育委員会  
(最終改訂：令和8年4月)

## 目次

はじめに	1
定義	2
基本理念	3
教育委員会の責務と対策	4
1 教育委員会の責務	
2 成田市いじめ防止基本方針の策定と見直し	
3 成田市教育委員会の施策	
4 その他の事項	
学校及び教職員の責務と対策	8
1 学校及び教職員の責務	
2 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	
3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
4 学校評価	
保護者、地域、児童生徒等の責務等	12
1 保護者として	
2 地域として	
3 児童生徒等として	
いじめの重大事態への対処	13
1 いじめの「重大事態」とは	
2 重大事態の調査の目的	
3 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応	

### 【関連法案】

いじめ防止対策推進法

教育基本法

学校教育法

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

千葉県いじめ防止対策推進条例

### 【参 考】

「国の基本方針」

「児童等の自殺が起きたときの背景調査の指針」(令和7年12月改訂文部科学省)

児童等における自傷行為の理解と援助(松本俊彦)

WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言 「自殺予防に関するQ & A」

「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」（文部科学省）

千葉県環境生活部県民生活文化課「ネットバトロール」

「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日文部科学大臣決定）の最終改定について

「千葉県いじめ防止基本方針」（平成29年11月15日千葉県・千葉県教育委員会）の最終改定について

「いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」（令和6年8月30日付通知）

## はじめに

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)が公布され、同年9月28日に施行されました。その制定の背景には「いじめ」が大きな社会問題となり、他都市で発生したいじめに起因する自殺事案が、法の制定の契機となったことが挙げられます。また、東日本大震災等の被災児童生徒がいじめにあうという深刻な事案の発生や、大人の社会でもパワーハラスメント等が大きく取り上げられるなど、いじめの問題が社会全体に暗い影を落とした状況があります。

いじめにより児童生徒の生命や心身に重大な被害が及ぶ事案が発生するたびに、メディア報道に加え、インターネット上でも情報が拡散し、大きな社会的議論となっています。また、近年ではSNSの普及等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめ事案も複雑化・多様化しています。

こうした中、学校現場では、いじめの積極的な認知に努めてきました。その結果、認知件数が増加傾向を示すこともあります。しかし、認知件数が増えたからといって、子どもたちを取り巻く環境が悪化したわけではなく、逆に少ないからといって環境が改善しているとも言えません。「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という意識を常に持ち、教育委員会、学校、家庭、地域、そして関係機関が緊密に連携し、いじめの問題と真摯に向き合い、取り組み続けることが大切です。

本市におきましては、これまでもいじめの未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、「成田市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という。)と「成田市いじめ問題対応マニュアル」(以下「市マニュアル」という。)を各学校に配付して、いじめの防止対策に努めてまいりました。

そして、法をはじめ、平成29年3月14日改定の「いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「国基本方針」という。)及び千葉県いじめ防止対策推進条例の施行、平成29年11月15日改定の「千葉県いじめ防止基本方針」(以下「県基本方針」という。)、さらには令和6年8月30日の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂(以下「ガイドライン」という。)を受けて「市基本方針」及び「市マニュアル」の改定を行いました。この「市基本方針」には基本理念をはじめ、教育委員会、学校及び教職員の責務、並びに保護者、地域、児童生徒の役割や具体的な対処方法を定めております。本基本方針が、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応の一助となり、子どもたちが安心して過ごせる楽しい学校生活と、その健やかな成長につながることを願っています。

## いじめの定義

### 1 定義

本基本方針では、法第2条第1項に基づき「いじめ」を次のように定義する。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### 2 定義に基づく判断基準

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

### 3 留意点

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、ためらわずに早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとることが必要である。

（注1） 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（注2） 「学校」とは、小学校・中学校・義務教育学校をいう。

（注3） 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。 1・3

（注4） 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人間関係にある者を指す。 2

（注5） 「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、嫌なことを無理やりさせられたりすること、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

（注6） 外見的には「けんか」のように見えることでも、その背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して状況を確認すること。 4

- 1 いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童生徒の心情を重視して取り組むこと。
- 2 いじめは、被害児童生徒と加害児童生徒だけの問題ではなく、周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在になりうることを様々な場面を捉えて認識させること。

- 3 いじめは、児童生徒同士だけの問題ではなく、教職員の児童生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員の言動で児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。
- 4 いじめには、様々な態様が挙げられる。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立って対応すること。

【例】冷やかし、からかい、悪口、脅し、仲間はずれ、集団による無視、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷、金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊、軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く、嫌なことや恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする等

## 基本理念

こども基本法に基づく「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、すなわち「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

また、令和7年3月策定の「第1期成田市こども計画」は、こども・子育てについての基本理念を定め、市の責務や、市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めている。

こうした背景を踏まえ、令和8年3月策定の「成田市教育大綱」および「成田市教育振興基本計画」に基づき、誰もが自分らしく輝けるまちを目指し、自己実現と利他性が調和するウェルビーイングを向上させ、人権尊重の精神と豊かな心の育成を推進していく。

「こども基本法」「こども大綱」「成田市こども計画」「成田市教育大綱」「成田市教育振興基本計画」を踏まえ、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に社会全体で取り組んでいく必要がある。

いじめは、全ての児童等に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外に問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。（法第3条1項）

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめがいじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。（法第3条2項）

加えて、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（法第3条3項）

本市においては、以下の基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域及びその他の関係者の連携の下、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

- 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童生徒の背景にある事情やその被害性に着目して理解を深めること。
- 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- 「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服すること。

## 教育委員会の責務と対策

### 1 教育委員会の責務

基本方針に則り、市内各学校の設置者として、国や千葉県等の関係機関と連携しながら、本市の実情に応じたいじめの防止等のために必要な対策を講じる。

### 2 成田市いじめ防止基本方針の策定と見直し

法、国基本方針や県基本方針に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、市基本方針を策定し、必要に応じて見直すものとする。

### 3 教育委員会の施策

#### (1) いじめの未然防止・早期発見のための取組

##### ア 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団作りを進めるものとする。

- ・児童生徒が目的を持った学校生活を送り、学級等における集団の信頼と協調に基づく人間関係を築くこと。
- ・規律を守る力やコミュニケーション能力を育てていくための取組を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の機会を通じて、総合的に推進すること。

##### イ 道徳教育及び体験活動の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。

- ・道徳教育の充実を教育重点施策の一つに掲げ、各学校が道徳教育の推進を図れるように支援すること。

- ・「命を大切に作るキャンペーン」、「いのちの授業」、人権週間等の取り組みを通じた啓発と推進に努めること。

#### ウ 教職員の資質向上

教職員に対し、「市基本方針」を周知させるとともに、「市マニュアル」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な研修を計画的に行うものとする。

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を計画的に実施し、教職員の資質向上に努めること。
- ・道徳教育推進教師研修会や教育相談講座等を実施し、道徳教育の充実や教育相談の力量を高められるように指導、支援すること。
- ・コミュニケーションに課題を抱えている児童生徒については、個性を受容するという基本的な姿勢に留意し、日常の指導に努めること。

#### エ 定期的な調査

いじめを早期発見するため、児童生徒に対する定期的な調査や個人面談を行うものとする。

- ・毎学期末に、各学校における「いじめ及び虐待の状況調査」を実施し、市内全校におけるいじめ等の発生及び解消状況の把握に努めること。
- ・年間欠席日数が15日を超えた児童生徒について毎月の報告を求め、欠席の背景にいじめの問題等が起因していないか等の把握に努めること。

#### オ 配慮を要する児童生徒の措置

特に配慮が必要な児童生徒については、その特性を理解し、情報を共有して学校へ適切な支援を行うものとする。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒については、個別の教育支援計画等の作成や適切な指導及び必要な支援を行うこと。
- ・外国につながる児童生徒については、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意すること。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認（以下、「LGBTQ等」という）に係る児童生徒については、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知すること。
- ・大規模災害（地震・台風等）により被災した児童生徒については、心身への多大な影響や慣れない環境への不安感に対する心のケアを適切に行い、注意を払うこと。

### (2) 相談体制の整備

児童生徒及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるように相談窓口を整備するものとする。

ア 教育委員会教育指導課にいじめ相談窓口を設けること。

イ 相談窓口で受けた案件は、解決に向けて関係機関等と連携しながら対応する

こと。

(3) インターネットを通じて行われるいじめの対策

児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動と学校に対する指導を行うものとする。

ア 千葉県環境生活部から毎月通知される「ネットパトロール」の結果について、各学校へ定期的に提供するとともに、関係機関や保護者と連携を図り、その指導に努めること。

イ 情報教育研修会、生徒指導担当者会議や教育相談研修会等のあらゆる機会を通じて、インターネットを通じて行われるいじめの防止等の対策や情報モラル・情報リテラシーに関する研修を計画的に実施し、教職員のいじめ防止等のための対策に関する資質の向上に努めること。

(4) いじめ防止等の対策に従事する人材の確保

いじめ防止等の対策のために、各学校が必要に応じて教育相談員等の専門的知識を有する者からの協力を得られるよう、必要な人的配置を講ずるものとする。また教育相談員やスクールカウンセラーは、学校が設置する「いじめ防止対策委員会（仮称）」に参加できるものとする。

ア 教育員会によるスクールカウンセラーの配置のない小学校においても児童、保護者及び教職員がいじめ等に係る相談ができるよう、市内小学校の拠点校に教育相談、心理等の専門的知識を有する者を配置すること。

(5) いじめの防止等の啓発活動

学校におけるいじめを防止するため、児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携しつつ、児童生徒が自主的に行う活動に対する支援や児童生徒、保護者及び教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び必要な措置を講ずるものとする。

ア 本市独自の「いじめ問題対応マニュアル」を策定し、市内各学校へ配付するとともにその内容について周知すること。

イ いじめ防止のためのリーフレットの配付を通して、保護者及び児童生徒へ、いじめ防止の重要性について啓発するとともに、相談窓口の周知を図ること。

ウ 子ども同士の間関係が変化する4月を「いじめ防止啓発強化月間」とし、児童生徒がいじめ問題を主体的に考える取組や良好な人間関係を築く取組を推進するとともに、教育相談体制の充実を図り、保護者への啓発活動等を実施していくこと。

(6) いじめに対する措置

ア いじめの相談・報告・調査

学校、保護者及び地域等からいじめの相談・報告を受けたときは、学校に対し

必要な支援や措置を講じ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うことができるものとする。

- ・学校、保護者及び地域等からのいじめの相談・報告があった場合は、学校や保護者と速やかに連携を図り、必要に応じて適切な支援・指示及び調査を行うこと。

#### イ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として早期に児童相談所や警察に相談することが重要なものがある。また、児童等の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるようなおそれがあるなど、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向を踏まえたうえで、早期に警察等に相談・通報のうえ、関係機関と連携した対応を取るものとする。

### (7) 個別指導や出席停止等

いじめを行った児童生徒の保護者に対して校長と協議のうえ、別室での指導や学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

#### ア 別室での個別指導

- ・別室での個別指導ができるようにすること。

#### イ 出席停止措置の適用及び運用について

- ・教育委員会は学校教育法第35条第1項に基づき、学校による継続的な指導が行われたにもかかわらず事態の改善が見られず、当該児童生徒の性行不良によって他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる場合（対教師暴力、対児童生徒暴力、施設破壊等）においては、当該児童生徒及びその保護者の意見聴取を経たうえで、出席停止の措置を講じるものとする。ただし、校内における別室指導等の措置により、当該児童生徒の学習機会及び他の児童生徒の安全な教育環境が確保できると判断される場合には、この限りではない。
- ・出席停止の期間については、あらかじめ一律に定めることなく、当該児童生徒の状況及び改善の程度を勘案して決定するものとする。また、措置の解除及び教室復帰にあたっては、当該児童生徒の適応状況を踏まえ、別室登校から段階的に開始するなど、教育的配慮に基づき柔軟に対応するものとする。

#### ウ 就学校の指定の変更

- ・就学校の指定の変更等の弾力的な対応を検討すること。

### (8) 学校アドバイザーとの連携

複雑化・多様化するいじめ事案等に対し、学校の組織的な対応力を強化するため、退職した管理職等の豊富な経験と知見を有する者を「学校アドバイザー」と

して活用し、学校運営のサポートと教職員の負担軽減を図るものとする。

#### 4 その他の事項

本市は、市基本方針の策定後も、法の施行状況等を勘案して、市基本方針の見直しを行い、必要に応じて改定するものとする。

加えて、教育委員会は学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）について、策定状況や公表状況を確認するものとする。

なお、いじめに係る相談及び情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取り扱いに十分留意しなければならない。

### 学校及び教職員の責務と対策

#### 1 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本方針に則り、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察等の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

#### 2 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

学校は、県基本方針及び市基本方針を参酌し、学校の実情に応じ、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。また、学校評価項目に設定する等、当該方針が適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直しを図るものとする。

#### 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

##### （1） いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、当該校の複数の教職員（管理職を含む）教育相談員、スクールカウンセラー等によって構成される組織（「いじめ防止対策委員会（仮称）」）を設置するものとする。

日頃から不登校対策やいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導委員会」や「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。

ただし、それらの会議等を活用する場合は、その所掌事務に案件としていじめ問題を位置づけて運営しなければならない。

「いじめ防止対策委員会」の具体的な役割は、次のようなものが考えられる。

- ア いじめの未然防止のため、いじめが起こりにくい、又はいじめを許さない環境づくりを行う役割
- イ いじめの早期発見・事案対処のため、学年、学級内に起きたいじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う役割
- エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった場合には緊急会議を開催する等して情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- オ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

また、当該組織は、「学校基本方針」の策定やその見直し、学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、各学校のいじめの防止等の取組について、次のPDCAサイクルで検証を行うものとする。

#### 【PDCAサイクル】

Plan（計画） Do（実施・実行） Check（点検・評価） Action（処置・改善）

#### （２） 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団作りを進めるものとする。

ア 児童生徒が目的を持った学校生活を送り、学級等における集団の中で信頼と協調に基づく人間関係を築くこと。

イ 規律を守る力やコミュニケーション能力を育てていくための取組を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の機会を通じて、総合的に推進すること。

#### （３） 道徳教育及び体験活動の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実（「考え、議論する」ことを意識した道徳教育）を道徳教育推進教師が要として意図的、計画的に推進するものとする。推進に当たっては、命を大切にするキャンペーン、豊かな人間関係プログラムづくり実践プログラム、人権週間等の活用すること。

また、各教科等の年間指導計画をPDCAサイクルで毎年見直す等により体験活動の充実を図るものとする。

#### (4) いじめの防止等の啓発活動

児童生徒、保護者及び教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、学校ホームページ、学校だより、学級だより、集会、授業参観、保護者会等を活用して啓発活動を行うものとする。

#### (5) いじめ早期発見のための取組

いじめを早期発見するため、児童生徒に対する定期的な調査や教育相談の実施等の必要な対策を講ずるものとする。その際には、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を担任等に報告することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員が理解したうえで、迅速に教育相談に対応しなければならない。

また、学校として以下の配慮が必要な児童生徒については、保護者との連携や周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うものとする。

ア 発達障害を含む障がいのある児童生徒については、個別の教育支援計画や指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うこと。

イ 帰国子女や外国人の児童生徒は言語や文化の差から学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意すること。

ウ 性的マイノリティ(LGBTQ等)に係る児童生徒については、教職員等の正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知すること。

エ 大規模災害(地震・台風等)により被災した児童生徒(以下「被災児童等」という)については、被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行うこと。

オ 児童生徒同士の些細な喧嘩などについても児童生徒の感じる被害性に着目して、状況の確認を早い段階で行うこと。

#### (6) 相談体制の整備

児童生徒、保護者及び教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。相談体制の整備に当たっては、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利、その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。また、教職員間の情報共有を密にし、報告・連絡・相談体制を整えるものとする。

#### (7) 教職員の資質の向上

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修等、資質の向上に必要な研修を計画的に実施するものとする。特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、情報を共有した学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援ができるよう、その資質の向上に努めるものとする。

#### (8) インターネットを通じて行われるいじめ防止対策の推進

児童生徒及び保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止

し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動及び指導を行うものとする。

#### (9) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、的確な状況の把握が可能になるため、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すこと。また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行うものとする。

##### ア 事実確認と報告

教職員は、いじめの相談機関や保護者等から、いじめの通報を受け、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、学校いじめ防止対策委員会に報告しなければならない。また、学校はその結果を教育委員会に報告するものとする。

##### イ 支援と指導等

事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援並びにいじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を、組織的かつ継続的に行うものとする。

##### ウ 別室での個別指導

必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒に対し、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずるものとする。

##### エ 情報共有

教職員が支援、指導又は助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するとともにその他の必要な措置を講ずるものとする。

##### オ 警察等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等と連携してこれに対処するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切な援助を求めるものとする。

##### カ 懲戒

校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童生徒

に対して懲戒を加えることができるものとする。ただし、体罰を加えることはできない。

#### 4 学校評価

学校は、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われているか、並びにいじめの未然防止、早期発見及びいじめの再発防止の取組等について、適正な評価を行うものとする。なお、いじめの防止等のための対策を実施するに当たっては、いじめの事実が隠蔽されてはならない。

### 保護者、地域、児童生徒の責務等

#### 1 保護者としての責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。また、児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

##### (1) 家庭での指導

「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為であること」及び「どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ること」を十分認識し、家庭におけるいじめ防止等に関する指導に努めるものとする。

いじめが重大な人権侵害であることを保護者向け啓発資料等を活用して家庭での話し合いを通じて深く認識する。また、インターネットやスマートフォン等の使用時間やSNS等の活用方法等について家庭で話し合う。

##### (2) 地域との協働

子どものいじめを防止するため、学校や地域住民等、子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指し、互いに補完し合いながら協働して取り組むものとする。

##### (3) いじめの相談と通報

いじめを発見したとき、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談し、又は通報するものとする。

#### 2 地域の役割

地域においては、近年、少子化や核家族化が進む中で、共働き世帯が増加する一方で、三世帯同居世帯は減少するなど、その環境は大きく変化している。このため、子どもに対する地域の関わり方も変化しており、地域の子供も、保護者及び一般住民が交流等を行うことにより、地域全体で子どもを育て・守る雰囲気や仕組みを醸成する「地域の教育力」の向上が求められる。

##### (1) いじめのない環境づくり

地域は、本市の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

(2) いじめの防止等のための連携

地域住民は、子どもの成長及び生活の様子に関心をもち、いじめの兆候等が認められるときは、関係する保護者、学校及び関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、相互に連携していじめの防止に努めるものとする。

(3) 子どもの地域行事への参加

地域は、地域の行事等において子どもが主体性をもって参加できるよう配慮するものとする。

(4) 関係機関の相互連携

子どもたちの健全育成に係わる関係機関は、その役割を自覚し、子どもが健やかな成長を図るため、相互に連携して、いじめの根絶に努めるものとする。

### 3 児童生徒の責務

(1) いじめの禁止「やめる勇気」

児童生徒は、他者に対して思いやりの心をもち、いじめを絶対に行わず、またこれに加担しないこと。

(2) いじめの防止「止める勇気」

児童生徒は、いじめを見て見ぬふりをするのは、いじめに加担しているのと同じであるという自覚をもつこと。

児童生徒が自ら考え実行するいじめ防止の活動やインターネット、スマートフォン等の使用及びSNS等の利用に関するルール作りを考えること。

(3) 周囲への相談「話す勇気」

児童生徒は、いじめを見たときは、教職員、保護者又は周囲の大人等に積極的に相談すること。

(4) お互いの個性を認め合う「認める勇気」

児童生徒は、自分と異なる考え方や行動をする人がいてもそれぞれの個性を認め、互いに尊重し合うこと。

### いじめの重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条第1項は、いじめの重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、速やかに、調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うことを定めている。

これを踏まえ、本市における、いじめの重大事態についての考え方及び重大事態が発生した場合の対応は、以下に掲げるとおりである。

#### 1 いじめの「重大事態」とは

## (1) 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、法第28条第1項に基づき、「生命、心身、財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合がある。

### ア 生命、心身、財産重大事態（第1号事案）

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。想定される例としては、次のような場合が挙げられる。

- ・児童等の自殺企図した場合（未遂、実行を含む）
- ・身体に重大な傷害（自傷行為を含む）を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより転校を余儀なくされた場合

### イ 不登校重大事態（第2号事案）

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、国基本方針では年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

## (2) 重大事態かどうかを判断する際の留意事項

対象児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして、調査・報告等に当たるものとする。

また、いじめ重大事態の「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要がある。

## 2 重大事態の調査の目的

重大事態の調査は、重大事態に至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的とした調査である。なお、本調査は民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

## 3 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応

### (1) 重大事態発生時の報告

#### ア 学校から学校の設置者への報告

学校は、いじめ重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に一報を入れたうえで、速やかに「いじめの重大事態の認知に係る報告書」を教育委員会に提

出するものとする。

イ 学校の設置者から千葉県教育委員会への情報提供

教育委員会は、学校から提出を受けた報告書を基に速やかに市長に報告するとともに、県基本方針に基づき、千葉県教育委員会への情報提供を行うものとする。(県基本方針7重大事態への対処(1)イ認知した場合の対応)

(2) 調査主体の決定と成田市いじめ問題専門部会の設置

ア 調査主体の決定

重大事態調査は、学校の設置者又は学校が行うものとされており、いずれが主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者が調査主体を決定する。その際、以下の事情がある場合には、教育委員会を調査主体とする。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得ることができないと認められるとき。
- ・学校を調査主体とすることにより、学校の教育活動に支障を生じるおそれがあるとき。
- ・その他、教育委員会を主体とすることが相当であると認められる事由があるとき。

なお、学校が調査主体となる場合は、学校に調査組織を設置する。この場合、教育委員会は、学校が行う調査が適切に行われるように、学校への指導や支援を行う。

イ 成田市いじめ問題専門部会の設置

法の主旨を踏まえて成田市立学校においていじめ重大事態が発生した際、専門的見地から事案の調査及び解決を図る第三者組織として、学校が抱える様々な問題に対して専門的な立場から支援し、問題解決を図るために設置している「学校問題解決支援チーム」の中に「成田市いじめ問題専門部会」(以下「専門部会」という。)を置く。

専門部会の委員は、各職能団体から推薦を受けた学識経験者、心理・福祉の専門家、警察関係者等の専門的知識及び経験を有する者をもって構成する。なお、事案の内容や必要に応じ、弁護士や精神科医を委員に加えるものとする。また、委員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(3) 調査の実施

調査主体の決定後、市マニュアル及びガイドライン等に基づき調査を実施するものとする。

ア 調査方針の事前説明

対象児童生徒とその保護者及び関係児童生徒とその保護者に対し、調査の目的、調査主体、調査時期・期間、調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供などについてあらかじめ説明を行い、対象児童生徒とその保護者の意向を確認

しながら調査を実施するものとする。

(注) 対象児童生徒 「いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑

いがある児童生徒」をいう。

関係児童生徒 「いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒」(ガイドラインに準拠)

## イ 調査の方法

調査対象及び方法は、事案によって異なるが、調査方法の例としては、関係者への聴き取り、アンケート調査、資料の分析等がある。

これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえ、教育委員会がより積極的に指導・支援を行い、関係機関と適切に連携して、対応にあたる必要がある。

- ・学校からの重大事態の報告を受け、又はや教育委員会が重大事態を把握した場合は、速やかに専門部会の委員を構成する。その際、対象児童生徒・保護者から委員の専門性等について要望があれば伝えることが考えられる。
- ・専門部会の構成が決定後、速やかに専門部会の会議に諮り、アンケートの調査票の使用、その他適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うこと。また、その結果を踏まえ警察等の関係機関と連携を図り、迅速に必要な措置を講ずること。
- ・専門部会は法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、学校が行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことができる。ただし、法第23条第2項による報告等の措置により、事実関係の全貌が既に十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

## ウ 事実関係を明確にするための調査の進め方

児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、又はいじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめ防止対策委員会及び専門部会を開催し、アンケートの使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

なお、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)誰から行われ、どのような態様であったか、また、いじめの背景にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

<対象児童生徒からの聴き取りが可能な場合>

対象児童生徒からの聴き取りが可能な場合、対象児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍する児童生徒へのアンケート調査を行う等の実施が考えられる。この際、対象児童生徒を守ることを最優先とした調査の実施が必要であ

る。(例えば、アンケートの使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、対象児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

対象児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要である。

<対象児童生徒から聴き取りが困難な場合>

対象児童生徒の入院や死亡等、本人からの聴き取りが困難又は不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意向を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。なお、調査方法については、在籍する児童生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等が考えられる。

#### (4) 調査結果を踏まえた必要な措置といじめの解消

調査結果を基に関係機関と連携し、必要な措置を行うとともに、再発防止に向けた適切な対策を講ずるものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

対象児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校及び学校の設置者の判断により、長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害指導等の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行うものとする。

イ 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際には、対象児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により、確認するものとする。

ウ いじめが解消に至っていない段階の対応

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、対象児童生徒を徹底して守り、その安全・安心を確保する責任を有する。学校のいじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで対象児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対策プランを策定し、確実に実行するものとする。

エ 日常的な観察

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、学校は、些細な喧嘩から、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒

及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する必要があること。

(5) 自殺の背景調査における留意事項

いじめが自殺の原因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童等の自殺が起きたときの背景調査の指針」(令和7年12月改訂文部科学省)に則り対応するものとする。

ア 背景調査に当たり、遺族が当該児童生徒を最もよく知る存在であり、かつ、背景調査に対して切実な心情を持つことを認識し、その要望や意向を十分に聴取するとともに、可能な限りの配慮と丁寧な説明を行うものとする。

イ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校する児童生徒へのアンケート調査や一斉聴き取り調査等を含む詳しい調査の実施を提案するものとする。

ウ 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対し、調査目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明方法や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意を図るものとする。

エ 調査については、専門部会で適任と思われる者を選出し、調査員として充てることができるものとする。

オ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、可能な限り客観的な資料や情報を多く収集し、関係期間との連携も図ること。それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ拠所することなく総合的に分析評価を行うものとする。

カ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが重要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、臨床心理士等の専門的知識を有する者の援助を求めることが必要である。

キ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ク 情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階で情報がないからといって、断片的な情報で誤解を与えることがないように留意すること。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

(6) 調査結果の報告と情報の提供

ア 関係者への情報提供

当該調査に係る対象児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係などの必要な情報を、関係者の個人情報に配慮しながら、適切に提供するものとする。

る。

また、関係児童生徒とその保護者に対しても、あらかじめ対象児童生徒とその保護者に確認したうえで、可能な範囲で情報提供を行うものとする。

#### イ 市長及び県教育委員会への報告

重大事態の調査結果を市長に報告するとともに、千葉県教育委員会に情報提供を行うものとする。なお、対象児童生徒とその保護者は、調査結果に対する見解をまとめた所見書を教育委員会に提出することができる。教育委員会は、所見書の提出を受けた場合には、報告書に添えて市長に提出するとともに、千葉県教育委員会に情報提供するものとする。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果の公表の可否及び公表する場合の範囲は、対象児童生徒とその保護者の意向や関係者に及ぼす影響、成田市情報公開条例の規定を踏まえ、事案ごとに判断する。

#### エ 市長による再調査

教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、調査が不十分だと考える場合には、市長のもとに調査のための付属機関を設置するなどの方法により、再調査を行うものとする。

再調査を行った場合には、市長はその結果を成田市議会に報告する。報告する内容は、関係者のプライバシーに対する必要な配慮を確保しながら、事案に応じて適切に設定するものとする。